

抜粋

40. 鋼船規則CSR-B&T編における改正点の解説 (Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers Corrigendaの適用)

1. はじめに

2016年6月30日付一部改正により改正されている鋼船規則CSR-B&T編中、Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers Corrigendaの適用に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2015年7月1日以降に建造契約が行われる船舶から適用されている。

2. 改正の背景

IACSでは、ばら積貨物船及び油タンカーのための共通構造規則(Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers)の保守作業の一環として、定期的な規則改正(Rule Change Proposal)及び誤記修正(Corrigenda)を行っている。このうち、誤記修正に関しては、技術的な変更点は含んでおらず、寸法に影響を与えるものではないという考えから、共通構造規則の適用日である2015年7月1日まで遡り適用させ

ることとしている。

上記のような適用日の観点からも、本来ならば、IACSにて誤記修正が採択されると直ちに本会規則である鋼船規則CSR-B&T編にも反映し、適用できるようにすべきではあるが、規則改正のプロセス上速やかな規則への反映が難しい場合もある。そのような場合のことを考慮し、IACSにて採択された誤記修正を速やかに適用することができる根拠条文を鋼船規則CSR-B&T編に記載することとした。

なお、IACSにて採択された誤記修正の内容については、この根拠条文に関わらず、適切に本会規則に反映させることとする。

3. 改正の内容

鋼船規則CSR-B&T編1編1章1節2.2.5において、鋼船規則CSR-B&T編発効後に、IACSにて採択される誤記修正(Corrigenda)を規則発効時に遡り適用することができる旨明記した。